

Title	元老院の「専賣口許條例」草案 明治法制史料雑纂 (六)
Sub Title	The senate's draft of "regulation to grant patent"
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.8 (1961. 8) ,p.52- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610815-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

元老院の「專賣免許條例」草案

明治法制史料雜纂 (六)

手塚 豊

ここに紹介する資料は、明治十四年、元老院において編纂された

「專賣免許條例」草案である。原本は細川潤次郎の「吾園叢書」⁽¹⁾明治

庚辰(十三年)の綴り込みにふくまれている文書で、太政官十三行

罫紙十一枚の淨書本である。⁽²⁾

明治前半期におけるわが特許法の系譜を辿ると、次の通りである。

四年 四月七日 專賣略規則(太政官布告第百七十五號)制定。

五年 三月二十九日 右規則停止(太政官布告第百五號)。

七年 一月頃 内務省勸業寮において專賣特許條例の編纂開始さる。

一三年 五月 大藏權少書記官神鞭知常起草の「新發明

專用免許條例」草案上申。

一四年一〇月一九日

同年 同月

一七年 二月

同年 二月以降

元老院議官箕作麟祥および細川潤次郎起草の「專賣免許條例」十八カ條が、號外第三十一號議案として同院に提出さる。

農商務省にて特許法の調査開始さる。省内にて、高橋是清が「大日本帝國特許條例議按心得」を起草、關係者に配布す。

西郷農商務卿(從道)より「發明專賣特許條例」草案三十七カ條を、三條太政大臣(實美)に上申。

右草案を制度取調局で審査の上、農商務省に下付、同省は訂正案をふたたび上申、草案は八十四カ條に増加、この草案は參

事院で審査、「專賣特許條例三十八カ條に壓縮さる。

一八年 三月 九日 右草案を第四百六十四號議案として元老院に下付。

同年 三月一六日 元老院第一讀會。

三月三〇日 同院第二讀會。

四月 一日 同院第三讀會、草案は修正通過。

同年 四月一八日 專賣特許條例(大政官布告第七號)公布。

同年 七月 一日 同法施行。

二一年 二月一八日 特許條例(勅令第八四號)公布。

二二年 二月 一日 同勅令施行。

專賣規則制定以來、專賣特許條例公布にいたるまでの十餘年間における特許法編纂の動向については、特許廳編纂の「特許制度七十年史」⁽³⁾にかなり詳しい考證が行われている。しかし、勸業寮における條例の編纂および元老院の專賣免許條例についてみるに、前者に關しては全くその記述がなく、後者についてはわずかに「十四年には、元老院に專賣免許條例制定の意見書が出されたが、この時は、尙早論が勝を制した」⁽⁴⁾と述べているだけで、草案の條文數すら明示していない。また、農商務省並びに參事院において、終始、專賣特許條例の編纂に關係した高橋是清も、その回顧談で元老院草案につ

元老院の「專賣免許條例」草案

いては「箕作麟祥さんが、夙に發明保護の必要を感ぜられて、フランス式の簡易な無審査專賣特許法を立案して、非公式ながらその案文を閣僚議官の間に配布しておられた」⁽⁵⁾と語っているだけである。すなわち、勸業寮と元老院の特許法編纂は、これまでの特許法史研究における盲點であるといつていい。勸業寮の場合はしばらく措置⁽⁶⁾、元老院の編纂事業に關しては、その成果である草案そのものの内容も一般にはほとんど知られていなかったものとみてよからう。本稿が、專賣免許條例の全文を、貴重な資料として、覆刻、紹介する所以である。

さて、元老院の專賣免許條例は、前にも掲げたごとく、議員箕作麟祥と細川潤次郎が起草したもので、十四年十月十九日、意見書議案號外第三十一號として元老院に提出された。⁽⁸⁾「吾園叢書」明治庚辰の綴り込みにあることからみると、十三年の頃すでに成案ができていたのかも知れない。意見書そのものは、後掲のごとくきわめて簡単なものにすぎないが、後ちに、專賣特許條例審査の元老院本會議において、細川は特許法制定の必要を、次のように詳しく論じている。⁽⁹⁾

本官ハ從來專賣特許ノ事ニ關シテ考按ヲ費シ多少研究シタルヲ以テ聊カ補陳スル有⁽⁷⁾抑モ今日ノ世界ニ立チ苟モ文明ヲ以テ稱セラルル邦國ニ在テハ大抵專賣特許法ヲ制設セサルハ莫シ是レ有形

財産ノ所有權ヲ確定スルヨリ進ミテ無形財産ノ所有權ヲ確定スルニ及フハ文明邦國ニ於ル自然ノ順殺ナレハナリ歐米各邦國ノ此法制ヲ立タルハ歲月然ク古ニ溯ラスト雖モ現時其功用ヲ見ル甚タ大ナリ今ヤ本邦モ歐米ノ法制ニ倣ヒ以テ本案ヲ施サントスルハ實ニ必要ノ時機ニ際セシニ由ル米國ノ如キハ其憲法ニ於テ特ニ專賣權特許ノ事ヲ明掲ス此ノ如ク此法制ヲ重ンスル所以ハ實際ニ緊要ノ關係アルニ因ルナル可シ然レトモ退テ理論上他ノ一點ヨリ推考セハ又大ニ不可ナル者ノ在ル有リ凡ソ人間社會ニ於テ特ニ或ル一人ニ限り特權特典等ヲ與フルハ甚タ好マサル所ナリ某人カ多少ノ資本ト努力トヲ費シ數年ノ工夫ヲ凝ラシタルヲ口ニ藉キ若干年月間他人ノ自由ヲ束縛スルハ實ニ社會公均ノ旨趣ニ反ス又道德上ヨリ觀察スルモ偶マ公益ヲ増進ス可キ一發明ヲ爲シ而シテ發明人獨リ其利ヲ占斷スルハ天ニ對シテ恥ツ可キニ非サヤ思フニ專賣特許ノ一事ハ自然ノ定理ニ合スルヤ將タ各邦國多數人民ノ實行スル所ナレハ其之ヲ與フルハ當然ナリヤハ得テ知ラサレトモ公益ノ爲メニ身命ヲ犠牲ニ供スルコト有レハ發明ノ如キ宜ク之ヲ公益ノ犠牲ニ供スヘキヤ論ヲ待タス且縱令發明ヲ公益ノ犠牲ニ供スルモ亦自ラ之ニ對スル利益即チ多少ノ資本努力及ヒ若干年間ノ工夫ニ對スル報酬ナキニ非ス其事何ソヤ無限ノ名譽是ナリ道德ノ點ヨリ論シ去ルモ斯ノ如シ此ニ有益ノ發明ヲ得ハ廣ク之ヲ社會ニ傳播セシメ

以テ公益ヲ増進センコトハ各人ノ希望スル所ナリ然ルニ其發明ニ專賣ノ特權ヲ與ヘテ他人ノ干與ヲ許ササルトキハ他人ハ空ク其利益ヲ羨望スルニ止マリ決シテ相ヒ競争スル能ハス然ラハ則チ專賣特許ハ社會公均ノ主義ヲ害スル者ト謂フ可シ其レ然レトモ驕テ專賣特許法ヲ制定スル旨趣ヲ推考スルニ多少ノ資本努力ト若干年間ノ工夫トニ酬ユルニ若干年間ノ權理即チ無形財産ヲ以テスルハ稍ヤ道理ニ當レリト爲スニ在ルナラン本官ハ意ラク今日本案ヲ我邦ニ實施スルモ大ナル効果ヲ得サル可キモ亦少シク利益ヲ見サルニハ非サラン然レトモ是レ將來ヲ心算セルニ過キサレハ實際其利益ノ程度ノ那ノ點ニ及フヤハ未タ確知ス可ラス夫レ本案ニ生スル利益ハ有形利益ト無形利益トノ二者ニ存ス其有形利益トハ發明人ノ占斷スル利益金及ヒ政府ニ收入スル免許料是ナリ免許料ノ金額ハ專賣特許人ノ數ヲ増スニ隨テ益ス多キヲ加ヘ遂ニ政府ノ財源ヲ殖スル一助ト爲ルニ至ルモ知ル可ラス然ラハ則チ有形利益ハ官民共ニ被及スル者トス本邦ニ於テハ學術工藝其進歩ノ狀ヲ呈スル日尙ホ淺キヲ以テ彼ノ蒸汽機關ノ如キ大發明ハ之ヲ見ルヲ得ステ僅々十數錢ノ價格ヲ有スル玩弄物ノ屬ニ止マル可シ故ニ專賣ニ因テ鉅大ノ利益ヲ得ルハ現時ニ期ス可ラサラントス又其無形利益トハ人民ノ思想力ヲ強大ニシ進取ノ氣象ヲ養成スル成果是ナリ元來本邦人ハ性質甚タ英敏ニシテ事物ヲ悟會スル實ニ速ナリ是レ本

邦人ノ固有資本ト云フモ誣言ニ非ス然レトモ惜ムラクハ思想カ輕浮ニシテ近功小利ニ趨ク深ク蘊奧ニ造詣スル能ハサルハ其一瑕瑾ト謂ハサルヲ得ス故ニ物品ノ摸擬ニ巧捷ナルハ外國人ノ驚歎スル所ニシテ歐米支那等ノ輸入物品ヲ摸擬スル者ノ如キ容易ニ精粗ヲ判斷ス可ラス然レトモ自己ノ思想ヲ練リ考按ヲ凝ラシ一大發明ヲ爲ス如キハ甚タ希ナリ是ニ於テ本案ヲ實行セハ人民ハ他人ノ其發明品ヲ以テ利益ヲ得ルヲ見ルヨリ自己亦工藝ニ熱心シ遂ニ思想力ヲ増加スルニ至ラン是レ無形上ノ第一ノ利益ナリ又本案ヲ實行セハ人民ヲシテ進取ノ氣象ヲ養成セシムル有ラン夫レ人トシテ進取ノ氣象ヲ有セサルハ莫シ故ニ從來他ノ富裕者ニ超乘セント欲シテ商業財計ニ努力シ他ノ大學者ニ凌駕セント欲シテ學問藝術ニ勉勵スルモ或ハ半途ニシテ目的ヲ轉シ彼ニ奔リ此ニ就キ精神ヲ一事ニ傾注スル能ハサルヨリ遂ニ其目的ヲ達スル能ハサル者往往ニ之レ有り此際ニ當リ本案ヲ施行シ以テ人人ノ刻苦ノ効果ハ專賣ノ利益ヲ得ルニ在ルコトヲ覺知セシメハ各人其意向ヲ一ニシテ事業ニ從ヒ一大發明ヲ爲シテ巨大ノ利益ヲ占メ以テ外國人ヲ壓倒セント欲スル進取ノ氣象ヲ増加セシムルニ足ルハ彼ノ版權免許ノ法制アリテ世ニ有益ノ著書ヲ増加スルニ比ス可シ是レ無形上ノ第二ノ利益ナリ此ノ如ク人民ノ思想力ヲ強大ニシ進取ノ氣象ヲ養成スル無形利益ノ大ナル有ラハ假令ヒ有形上ノ利益ノ小ナルモ暫ク之ヲ問ハ

元老院の「專賣免許條例」草案

スシテ可ナラン

この發言によつて起草者の一人である細川議官がいかなる企圖を以て、條例を立案したかが判明する。なお、意見書議案提出の賛成者は、三浦安、大島圭介、大給恒、由利公正の四議官であつたと推定される。なぜならば、前述の元老院本會議において、專賣特許條例案の「修正委員會」が設けられた際、「其委員ハ去歲本官等ト共ニ專賣免許條例制定意見書ヲ起草シ又之ニ賛成シタル議官ハ自ら其事ニ練熟セリト信スルヲ以テ此議官ヲ委員ト爲スハ便宜ナラン」といふ細川議官の提案で、前記四人と策作議官とが委員に任命されているからである。

ところが、この專賣免許條例草案は、なぜか本會議に上呈されざるまま、提出のち約三年半も放置された。「元老院議事一覽表」の十四年以降十七年までの各版をみるに、いずれも「意見書」の部に「專賣免許條例制定ノ儀」は「未決」として登載されている。同書の十八年版は未見であるが、「元老院第十期報告書」の「本院意見書案」部に「專賣免許條例制定ノ儀、右ハ明治十四年十月十九日提出、同十八年四月十八日第七號布告ヲ以テ專賣特許條例制定ニ付、右意見書ハ自然ノ消滅ニ歸ス⁽¹⁾」とある。すなわち、專賣特許條例の制定にともない、專賣免許條例草案は、遂に審議されざるまま、自然廢案の運命をむかえたのである。

この間の事情の一端を、起草者の一人である箕作議員は、前述の元老院本會議で、次のように述べている。⁽¹²⁾

本官ハ十四年ニ當リ今日ノ三十六番（細川議員を指す——手塚註）ノ驥尾ニ從ヒ專賣免許條例ヲ制定スル意見書ヲ起草セリ原來國民ノ野蠻ノ域ヲ脱シテ開明ノ途ニ進メル時ニ當リ專賣特許條例ヲ制定スルハ眞ニ必要ナリトス……政府ハ明治四年ニ專賣略規則ヲ制定セリ然ルニ其後廢銷セルヲ以テ前陳ノ如ク本官等意見書ヲ作レリト雖モ當時尙ホ早シト爲ス論者アリ其他種々ノ事由アルヨリシテ未タ此意見書ヲ議スルニ至ラサレトモ本官等ハ決シテ其條例ヲ制定スル念慮ヲ斷チシニ非ス殊ニ昨年商標條例ヲ制定セル以上ハ愈ヨ本條例ヲ制定スルノ必要ナルヲ感ス蓋シ彼ト此トハ相待テ行ハル可キ者ナレハナリ嚮キニ商標條例ヲ本院ニ下付セラルヤ本官等ハ益々意見書ヲ議定スルヲ欲セシモ既ニ主務省參事院ニ於テ本條例ヲ起草セリト聞キテ猶豫セシニ這般本案ノ下付ヲ見ルハ本官等ノ素志ヲ貫ク時機ニ達セルヲ喜ヒ大ニ之ヲ賛成ス

この發言によると、元老院内の時期尙早論および「其他種々ノ事由」で、條例案は審議されなかつた模様である。しかし、專賣特許條例審議の元老院本會議の討論をみるに、渡邊清議員ただ一人の尙早論をのぞいては、格別の反対意見も行われていない。渡邊も結局は賛成意見に組した。そして專賣特許條例は、政府原案を一部修正

の上、全會一致で元老院を通過している。とすると、專賣免許條例制定に對する院内の尙早論も、それほどよかつたとは考えられない。前にも述べたごとく、同條例草案の完成、提出とはほとんど時期を同じくして農商務省の編纂が開始されていたから、その影響で元老院内の審議がひきのばされたものと思われる。すなわち、特許制度が實現すれば當然に主務官廳を豫定された農商務省の立案が、大きな壓力となつて、議員提出の意見書議案をたなざらしにしたものであろう。箕作のいう「其他種々ノ事由」の中、もつとも大きな原因はそこにあつたにちがいない。かくして、元老院の專賣免許條例草案は、遂に陽の目をみることなく葬り去られたのである。

專賣免許條例草案は、大體においてフランスの一八四四年法を模倣したもので、分量的にはフランス法の四十八カ條を十八カ條に壓縮している。發明届出主義を採り、專賣免許局は發明の實體に立入つて審査しないこと⁽¹³⁾、專賣免許期限を出願の日より起算して五年、十年、十五年の三種とし、且つ特許料の年賦拂をみとめたこと⁽¹⁴⁾、追加特許の制⁽¹⁵⁾、特許權讓渡の規定⁽¹⁶⁾、特許料の不拂を失權原因としたこと⁽¹⁷⁾、特許權侵害を犯罪とし、五年以内の再犯には禁獄刑を科すること⁽¹⁸⁾、特許權⁽¹⁹⁾等、いずれもフランス法の間接繼受であつた。とくに無審査届出主義を採用したことは、特許制度の基礎を、いわゆる權利主義に

おいたことを意味し、重視すべき特長であろう。發明者の権利は、國家の任意的恩恵ではないから、國家は出願者に對して當然に特許をあたえ、それを保護すべきであるとする權利主義は、近代特許法の基本的原則である。專賣免許條例は、そうした立場を當時のフランス現行特許法を通じて繼受したのであつた。これに對して十八年から施行された專賣特許條例は、同じフランス法を模範としたにもかかわらず、技術的規定の繼受にとどまり、特許の基調は、革命以前のフランス特許法あるいはエリザベス王朝以前のイギリス特許法にみられる恩惠主義を採用した。すなわち、農商務大臣に特許の認定權をあたえ⁽¹⁸⁾、特許を以て政府の任意行爲とする立場を固守したのである。正に古典的特許法であつたといえよう。わが特許法において權利主義が確立したのは、二十二年二月一日施行の特許條例⁽¹⁹⁾（勅令第⁽¹⁸⁾八四號）が最初であり、清瀬一郎博士は「我特許法へ此時ニ初マルト云フヲ眞實ニ近シトス」⁽²⁰⁾とさへいわれている。とすれば、それにしたがひだつ八年前、すでに早く權利主義を採用した元老院專賣免許條例草案の存在は、わが特許法編纂史上、寔に注目すべきものといわねばならない。もつとも、起草者である箕作、細川兩議員が、特許制度における權利主義のもつ意味を正確に認識し、あえて恩惠主義を排斥する立場から條例の立案に當つたとみるには、疑問も多い⁽²¹⁾、たとえ立案者の企圖がどのようなものであつたにもせよ、草案その

ものが有している進歩的性格は、これを否定することができないであらう。

(1) 「吾國叢書」については、拙稿「拷問廢止に關連する諸法律案」本誌第三四卷三號五七頁註(1)参照。

(2) 同じ綴り込みの中に、訂正加除をほどこした未定稿（太政官十三行野紙五枚）もある。

(3) 特許廳編「特許制度七十年史」（昭和三十年）・二二頁以下参照。

(4) 前掲書・二六頁。

(5) 「高橋是清自傳」（昭和十一年）・二〇頁。高橋は別の談話で「元老院に於ても、箕作議員なそが發明專賣規則案なるものを作られ、之を建議して同僚の議員なそに配布した事があります」ともいつている（「特許局の思出」・「特許法施行五十年紀念會報告」九一頁）。

(6) これに關しては、專賣特許條例を審査した元老院本會議で、大鳥圭介議員が一本條例ノ我邦ニ萌芽ヲ露ハスヤヒニ舊サン向者内務省中ニ勸業寮ヲ置クヤ專賣特許條例ノ編纂ニ着手シ本官モ亦其事ニ關與セリ爾後幾多ノ歲月ヲ經テ今日日本案ノ制定ヲ見ルハ實ニ素懷ニ稱フ」（「元老院會議筆記」・明治十八年三月十六日之條）と述べているのが、私の知る限りにおいて唯一の典據である。したがつて、草案が完成したかどうかも明らかでない。勸業寮は、七年一月九日に設置された内務省の一分局で（十年一月十一日廢止）、創設當初の事務章程（七年三月日缺）第十一條には一國民諸工藝發明ノ申告ヲ審理シ其具狀ヲ卿ニ呈

シ其指圖ヲ得テ專賣免許特別免許等ヲ與フルニハ皆其成規定例ニ因ルヘシ」とあり、翌年改正の事務章程(八年九月二十四日)第九條にも「術藝器械及製作物調和物等ヲ發明シタル者へ褒賞ノ特典ヲ與へ其權利ヲ保護スル事」とあるから、同寮で特許法が編纂せられる可能性は十分に考えられる。因みに、大島圭介は、いうまでもなく五稜郭の敗將、赦免後、明治政府に出仕し、大藏少丞(五年二月)、陸軍省四等出仕(七年四月)、工部省四等出仕(八年一月)、工部省製作頭兼工學權頭(八年六月)などを歴任、傍ら勸業寮四等出仕(就任年月日不明)を兼任していた(山崎有信「大島圭介傳」六頁、三四二頁)。彼は工學一般に關する造詣がふかつたといわれるから、それが買われて編纂に關與したのであらう。この勸業寮の特許法編纂については、將來の解明が期待される。

なお、法務圖書館藏書中に、「英語『パテント』の字義に付ボアソナードへの質問」と題する九年十一月十六日附の文書がある(司法省八行原稿用紙六枚)。その内容は、*patent*の意味をボアソナードが説明したものである。時期的にみて、勸業寮との關連はうすいかも知れないが、質問を發した官廳名を缺くのは惜しい。もしも司法省の質問であつたとするならば、その頃、同省において特許法編纂の胎動があつたとも考えられる。

(7) 一般の特許法關係の著書で、わが國特許法の沿革を述べているものはすくなくないが、元老院の專賣免許條例に關する記述は、いずれにも見當らない(例えば清瀨一郎「特許法原理」三六頁以下、竹内賀久治「特許法」一四四頁以下、吉原隆次「全

訂特許法詳論」五頁以下、安達祥三「特許法」・「現代法學全集」三一卷四四八頁等)。

(8) 「元老院第九期報告書」・二六頁。議員から提出する意見書議案は、現在の國會における議員立法に該當する。そして號外第何號という番號が附されている。

(9) (10) 前掲元老院筆記・明治十八年三月十六日之條。

(11) 「元老院第十期報告書」・一五頁。

(12) 註(9)(10)に同じ。

(13) 商標條例は十七年二月十五日元老院に下付、五月六日同院で修正議決、政府はさらにそれを修正して六月七日太政官布告第十九號として公布、六月十八日元老院で檢視、十月一日より施行された。

(14) 渡邊は、特許制度を實施すると、外國人に利益をあたえるから、條約改正後まで發布をまつべしという意見であつた(前掲元老院筆記・明治十八年三月三十日之條參照)。

(15) 條例施行に伴い、農商務省工務局の附屬機關として專賣特許所が設置された(十八年四月二十日、農商務省達)。特許局の前身である。

(16) 「吾國叢書」明治庚辰の綴り込み中に、「佛國專賣免許狀ノ規則・千八百四十四年第七月五日ノ法」および「佛蘭西國內ニ於テ官許ヲ以テ開キタル博覽會ニ出シタル新發明又ハ新工夫及ヒ器械ノ畫圖ノ請合ニ付テノ千八百六十八年第五月二十三日ノ法」がある(太政官十三行罫紙十六枚)。譯者名はない。この文書は、立法の直接資料であつたと思われる。なお、一八四四年

フランス特許法については、竹内・前掲書三六頁以下参照。

(17) (18) 特許法における権利主義と恩恵主義については、清瀨・前掲書二頁以下参照。

(19) この特許條例は、フランス、ドイツおよびアメリカの特許法を模範としたものである。したがつてアメリカ特許法の特徴たる審査主義を採用している(以下一節)。しかし、これは行政的に特許許否の審査をする意味ではなく、特許条件の存否の調査すなわち新規性の審査であつて、司法的性質を有するものである。したがつて、権利主義の基本原則と矛盾するものではない。この點については、竹内・前掲書二七頁以下、清瀨・前掲書二九頁以下参照。

(20) 清瀨・前掲書四四頁。

(21) 恩恵主義を基調とする專賣特許條例を審議した元老院本會議において、箕作、細川兩議員共に、その方針に對してつよい反撥をしていない。この點について同條例の起草者高橋是清は「元老院では……私の立案よりもフランス式無審査免許の方法がよろしいとの意見を持つ人も少くはなかつた。しかし、當人の箕作さんは私の案文を見て、これは君の案がよい。自分は決して自説を固持するものではないと、寧ろ賛意を表された」(前掲自傳・二二〇頁)と述べ、また「箕作麟祥さんが……農商務省の採つた審査主義には定めし反對されるだろうと思つて心配して居つたのが、極く淡泊に『俺の案よりは君の案の方が宜いよ』と云はれたので大いに感激した次第である」(前掲五十年紀念會報告・一〇〇頁)ともいつている。細川の場合も、

元老院の「專賣免許條例」草案

箕作と大同小異であろう。かれらは、フランス特許法の権利主義の進歩的性情を十分に認識して、その繼受を企圖したというよりも——本文に掲げた元老院本會議における細川の特許制度についての議論をみても、権利主義と思恵主義の問題に關しては全くふれていない——單にフランス法の外形の模倣に終始したのであり、それがため、基本的構想を異にする農商務省立案の專賣特許條例に對しても、ただ「特許制度」の實現というこゝとだけで、簡單に同調したのではなからうか。

專賣免許條例ヲ設クルノ意見書

專賣免許ノ法ハ發明者ヲシテ定期間一己ノ貲益トナスコトヲ許ス者ニシテ文明ノ國此設アラザルコトナシ蓋財産ノ權タルコト人民社會上ニ現出シテヨリ所有權ノ及フ所ハ翅ニ有形ノ物ノミナス并テ無形物ニ至ル理ノ當ニ然ル可キ所ナリ況ヤ此ニ由テ以テ國民ヲシテ勇爲ノ精神ヲ作振シ名利ヲ弋取スルノ機會ヲ得セシメ工藝ヲ勸メテ富強ノ基ヲナスニ於テオヤ出版條例寫眞條例ノ如キハ既ニ之ヲ施行セリ而シテ發明ニ專賣ヲ許スノ設ナキハ實ニ缺典ナリ仍テ請フ(内)工部省中ニ專賣免許局ヲ置カレ左ノ條例ヲ施行センコトヲ謹テ裁可ヲ乞フ

元老院の「專賣免許條例」草案

布告案

内(ま志)
工部省中專賣免許局被置候條此旨布告候事

同

專賣免許條例別紙ノ通創定候條何年何月一日ヨリ施行可致此旨布告候事

專賣免許條例

第一條

何人ニ限ラス各種ノ工業ニ付新發明又ハ新工夫ヲナス者ハ定期ノ時間之ヲ以テ自己ノミノ利益トナスコトヲ得ヘシ此特權ヲ有スルノ證トシテ專賣免許狀ヲ專賣免許局ヨリ受クルヲ必要トス

第二條

新發明又ハ新工夫ナリトス可キ者ハ

第一 新ニ創意シテ物品ヲ製造スルコト

第二 總テ利益トナル可キ爲メ新ナル方法ヲ鞭メ又ハ已ニ知レタル方法ヲ改正スルコト

第三條

專賣免許ノ期限ハ五年十年十五年ニ分ツ此期限ニ比例シテ左ノ手數料ヲ出ス可シ

五年 二十五圓

十年 五十圓

十五年 七十五圓

此手數料ハ毎年五圓ツ、年賦トシテ之ヲ出ス可シ

第四條

專賣免許ヲ得ント欲スル者ハ左ノ書類ヲ正副二通ツ、一包トシ之ニ封印シテ其管轄ノ地方廳ニ出ス可シ

第一 願書 新發明又ハ新工夫ノ名及其願フ所ノ期限ヲ載ス

第二 新發明又ハ新工夫ノ明細書

第三 同上ノ明細書ノ旨趣ヲ了解スルニ足ル可キ圖若クハ模形

第五條

專賣免許ノ期限ハ願人ノ書類ヲ出セシ日ヨリ之ヲ算ス

第六條

地方廳ヨリ書類ヲ專賣免許局ニ送達スレハ其書類ヲ受取リタル順序ニ從フテ簿冊ニ記入シ其願法ニ適シタルト認ムル時ハ直ニ專賣免許狀ヲ付ス此ノ免許効アルヤ否ハ官ノ責任ニ非ス

第七條

已ニ專賣ノ免許ヲ得タル者其發明又ハ工夫ヲ改正變更スルコトアル時ハ更ニ前ノ手續ヲ以テ願書ヲ出シ改正變更ニ付テノ免許狀ヲ受クルコトヲ得ヘシ此免許狀ハ首タル免許狀ト同一ノ効ヲ有シテ其期限モ同時ニ終ル者トス

此改正變更ニ付テノ免許狀ヲ得ルニハ別ニ四圓ノ手数料ヲ納ム可シ

第八條

已ニ專賣ノ免許ヲ得タル發明又ハ工夫ニ付改正變更ヲナシ別ニ專賣ノ免許ヲ得ント欲スル者ハ前ノ手續ヲ以テ專賣ノ免許ヲ得ヘシ

此時ニ方テハ定則ノ手数料ヲ納メ其期限ハ更ニ願書ヲ出スノ日ヨリ算ス

第九條

改正變更ニ付テノ專賣免許ハ免許狀ヲ得タル本人ノ外ハ免許狀ヲ渡シタル日ヨリ一年内ニ之ヲ與フルコトナシ但本人ノ改正變更ニ付キ免許狀ヲ得ント欲スル者ハ其願書ヲ地方廳ヲ經テ專賣免許局ニ預ケ置クコトヲ得若一年ヲ經ルノ後已ニ免許ヲ得タル本人ノ願書ナキ時ハ之ヲ開封シ其免許狀ヲ渡ス可シ此時ニ方ツテハ各自ノ發明ト工夫(主志)トノミ付專賣ノ權アリトス

第十條

專賣免許ノ權利ノ全部若クハ一部ヲ他人ニ讓リ渡ス時ハ双方協議ノ上運名ノ願書ヲ出シ專賣免許局ニ於テ免許狀ノ書換ヲナス可シ此時ニ方ツテハ別ニ四圓ノ手数料ヲ納ム

第十一條

此條例ヲ遵守スル時ハ外國人モ日本國ニ於テ專賣免許狀ヲ受クルコトヲ得ヘシ

元老院の「專賣免許條例」草案

第十二條

左ノ數項ニ掲クル者ハ專賣免許ヲ與フ可カラズ

第一 發明又ハ工夫ノ新ナラザル者

第二 別段ノ規則ヲ定メタル物品

第三 發明又ハ工夫ノ國安ヲ害シ又ハ風俗ヲ亂シ或ハ規制ヲ犯ス者

第四 書類ニテ其發明又ハ工夫ノ目的及用法ノ詳ナラザル者

第五 此條例ニ遵ハザル者

第十三條

日本國ニテ衆人ノ已ニ知ル所ノ發明又ハ工夫ハ此ヲ新ナル者トスカラス

第十四條

期限内手数料ヲ納ムルコトヲ止ムル者ハ專賣免許ヲ取消ス可シ

第十五條

專賣免許ヲ取消ントスルコトアレハ其事ニ關係アル者ヨリ之ヲ府縣裁判所ニ訴出ス可シ

第十六條

裁判所ニ於テ專賣免許ノ取消ヲ言渡シ控訴期限ノ終リシ時ハ其取消ノ旨ヲ專賣免許局及願人住居ノ地方廳ニ報告ス可シ
專賣免許ヲ得タル物品ヲ贗造シ又ハ同一ノ方法ヲ用ヒテ專賣ノ權利

ヲ害スル者ハ五圓ヨリ少カラス百圓ヨリ多カラザルノ罰金ヲ科セラ
ル可シ情ヲ知テ之ヲ販賣スル者ハ同一ノ罰ヲ受ク可シ

第十七條

前條ノ罪ヲ再犯シタル時ハ罰金ノ外十日ヨリ少カラス三月ヨリ多カ
ラザル時間禁獄ノ罰ヲ受ク可シ但五年以内ニ又其罪ヲ犯シタル時ハ
再犯ナリトス

第十八條

贖造ノ物品ハ之ヲ取リ上ケテ專賣免許ヲ得タル本人ニ下付ス可シ若
又別段ノ道理アル時ハ損失ヲ賠償セシム

後註

□は原文の抹消を示す。なお、工部省の「工」が「内」と
訂正されているが、内務省という官廳はないから、内務省のこ
とと思われる。すなわち、「部」を「務」に訂正洩れであろう。

後記

この「明治法制史料雜纂」において、これまで數回にわた
つて細川潤次郎舊藏文書を利用したが、その際、私はその文書
の名稱を「吾園文書」と呼んだ。しかし、細川自身は「吾園叢
書」と名付けていたらしいので、本稿から、その名稱に改める
ことにした。